

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第1回農業委員会総会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議 長 それでは、議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、2番、松岡のり子君、3番、清水勝一君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年3月26日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年4月12日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐より説明を申し上げます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字萱場1217-1ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で1,071平米となっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で、農地中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年5月1日より5年間で、令和8年4月30日までとなっております。

また、3ページの方に計画書の写しのほうを添付させていただいておりますので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

農用地利用配分計画(案)について、榛東村長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。

令和3年4月12日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明を申し上げます。

議長 岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。

今月上程いたしました農用地利用配分計画（案）についてご説明をいたします。

5ページをお開きください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画（案）の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して借入れ希望者が適正であるか意見を伺うものとなっております。

6ページをご覧ください。

借入れ希望者は、山子田の方です。借入れ希望する土地は、山子田字萱場1217-1番ほか1筆、面積は合計で1,071平米です。借入期間は5年間で、利用目的は普通畑利用です。作物といたしましては、長ネギを予定しているとのことです。

以上で説明のほうを終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第2号について事務局の説明は終わりました。

何か質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用配分計画（案）については原案のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

（岡部課長補佐退席）

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書7ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案書、議案第3号について説明申し上げます。

番号1、図面場号1をご覧ください。

今回の案件は、3筆の土地を1人の方に譲り渡すというものでございます。

初めに、1筆目の農地の所在ですが、大字山子田字南大手2512番3、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,690平米でございます。権利種別につきましては、3条有償移転です。内容は売買、譲渡人の方は山子田の方で、職業は無職、経営面積につきま

しては22.7アールとなっております。申請事由につきましては、譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。

次に、2筆目の農地の所在でございます。大字山子田字南大手2512番7、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては1,514平米でございます。権利種別は3条有償移転です。内容は売買、譲渡人の方は山子田の方で、職業は農業、経営面積は68.5アールとなっております。申請事由につきましては、譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。

次に、3筆目の農地の所在でございます。大字山子田字南大手2512番8、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,707平米、権利種別は3条有償移転です。内容は売買、譲受人の方は山子田の方で、職業は大工、経営面積は77アールでございます。申請事由は譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。

以上、3筆となります。

譲受人の方は山子田の方で、職業は農業、経営面積は全て自己所有の農地で54.4アール。申請事由は、畜産業を中心に多角的に営んでおります。経営拡大のため申請地を譲り受けて、牛の飼料用の牧草地として利用したいため申請しますとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員でございますが、6人中3人でございます。

なお、議案書9ページに、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。以上で、番号1の説明を終わります。

議長 ただいま、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

ただいまの事務局の説明のとおりでございますが、若干補足的な説明をしたいと思っております。

現状、2ページの地図を見ていただきますと、自宅と牛舎のすぐ南に現地は位置しております。こちらの譲受人に対しては、認定農業者ということで、すぐ前が牧草地になるということで非常に地の利もいいということで、譲り受けたいというようなことでございます。

担当委員としまして、許可相当と思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書8ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第3号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、農地の所在ですが、大字広馬場字上サ3107番9、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては188平米でございます。権利種別は3条有償移転、内容は売買でございます。譲渡人は埼玉県本庄市の方で、職業は会社員、経営面積は51.3アール、自己所有地でございます。また貸地として37.1アールとなっております。申請事由につきましては、譲渡人の申出に応じ譲り渡したいとのごことでございます。譲受人は広馬場の方で、職業は農業、経営面積は161.3アール、内訳は自己所有地、159.4アール、借入地1.9アールとなっております。申請事由につきましては、ブドウの生産及び販売を中心に営んでおります。申請地は既に賃貸借により耕作しております。営農に励みたいため、売買により取得したく申請しますというものでございます。受入れ世帯の稼働人員ですが、6人中4人となっております。

なお、議案書10ページに、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番、農業委員、十河です。

ただいまの説明は事務局の説明どおりですけれども、借渡人は現在県外に住んでいまし、借受人も昨年度退職しまして、農業に専念するということで許可相当と思われれます。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書11ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字広馬場字井戸尻2196番1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は393平米のうち200平米、申請人は広馬場の方で、職業は無職、転用目的は露天駐車場用地、施設等は駐車場となっております。転用理由につきましては、隣接住宅の改築に伴い、駐車場及び資材置場といたく申請しますとのこととございます。備考ですが、一時転用、期間は許可日から令和3年7月31日までとなっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 農業委員、4番の村上です。

ただいま番号1の申請につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地について、若干補足説明いたします。

現地調書7ページからになります。

場所としては、黒髪神社の下、東南の上下が住宅に囲まれた土地でございます。下の土地が建替えのために資材置場として利用したいということなので、地元委員としては許可相当と思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、今回の事業計画変更申請については、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案と関連がありますので、各番号毎に議案第6号の関連番号について、一括で審議をすることとします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書12ページ、現地確認調書は11ページをご覧ください。

議案第5号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢1347番1、地目は登記簿は畑、現況は宅地、農振区分は農用外、面積は220平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は沼田市の方で、職業は無職。譲受人は神奈川県相模原市の方で、職業は太陽光発電事業。転用目的は、太陽光発電施設用地、施設等につきましては、パネル76枚となっております。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、家を建てる予定でしたが、当初計画者である父が亡くなったことにより、住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、平成4年2月17日、5条許可、当初許可は一般住宅用地でございます。また、関連議案につきましては、議案第6号、番号1でございます。

以上で、番号1の説明を終わります。

次に、議案第6号、番号1についてご説明申し上げます。

議案書は13ページ上段となります。現地確認調書につきましては、引き続き11ページからとなります。

議案第6号、番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢1347番1、地目は登記簿畑、現況は宅地、農振区分は農用外、面積は220平米でございます。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人の方は沼田市の方で、職業は無職。譲受人の方は神奈川県相模原市の方で、職業は太陽光発電事業。転用目的につきましては、太陽光発電施設用地、施設等につきましては、太陽光パネル76枚となっております。転用理由は、譲受人は神奈川県で太陽光発電事業を営んでおります。このたび、譲渡人から依頼があり、申請地を太陽光発電施設として利用したく申請しますとのこととでございます。また、

譲渡人は管理ができないため、譲受人に譲り渡したいため申請しますとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、関連議案は議案第5号、番号1となっております。

以上で、議案第6号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

5番、萩原君。

萩原委員 5番、農業委員、萩原です。

ただいまの案件は、事務局が説明したとおりですが、ちょっと補足させていただきます。

住宅は建てる計画がなくなったため、太陽光のパネルを設置することになりました。場内は自然浸透で、パネル76枚の予定で、フェンスも一応周りをちゃんと囲っております。

担当委員としては許可相当と思われますので、皆さんのご審議をお願いします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第6号

議長 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第6号、番号2について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第6号、番号2について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第6号、番号2、農地の所在は大字山子田釈迦堂1424番2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は400平米でございます。権利につきましては使用貸借。貸付人は

山子田の方で職業は農業兼会社員、借受人の方は前橋市の方で職業は会社員、転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅100.41平米でございます。転用理由は、借受人は現在、前橋市内のアパートで暮らしております。部屋が手狭なため、住宅を建築したく父に相談したところ、借り受けられる運びとなりましたので申請しますとのことでございます。また、貸付人の方は、借受人の申出に応じ貸したいとこととでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分1種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの案件につきまして、議案第6号、番号2は、ただいま事務局長が説明したとおりでございますので、少々付け加えさせていただきますと、現地確認調書の14ページから17ページを開いていただきたいと思います。

場所は、4区コミセン東隣で、北は村道に面しています。雨水等は道路側溝に流し、雑排水は下水道に接続します。また、ここは1種農地でございますが、隣接地にはコミセンがあり、周りに住宅地が集落しておりますので、私としては許可相当かと思えますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第6号、番号3について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第6号、番号3、1筆目の農地の所在は大字山子田字乙倉海戸440番2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は499平米でございます。

2筆目の農地の所在は大字山子田字乙倉海戸440番3、地目は登記簿、現況ともに

畑、面積は128平米でございます。合計面積は627平米でございます。

権利は使用貸借、貸付人は山子田の方で、職業は会社役員、借受人の方は山子田の方で、職業は会社員、使用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅141.6平米でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、妻の実家に暮らしております。子供の成長に伴い、手狭に感じておりました。このたび、妻の父に相談したところ快諾が得られましたので、申請しますとのことでございます。また貸付人は、借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分、1種農地でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、湯浅君。

湯浅委員 3番、推進委員の湯浅です。

ただいまの事務局長より説明がありました6号の番号3番の議案に対してですが、概要は事務局長の説明どおりですが、補足させていただきますと、現地確認調書の19ページを見ていただきますと分かりますとおり、申請地が南側に向かって傾斜しており、なおかつ南側が狭くなっておりまして、それが村道と接しておりまして、そこを入口とする予定です。

なお、東側は高くなっておりまして、そこに現在住んでいる住宅が建っています。排水は、村道の側溝及び隣接の水路に放流する計画ですので、隣接する土地家屋には影響がないと思われまして、担当としましては許可相当と思われましますので、よろしく審議のほどをお願いいたします。

以上です。

議長 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 長 次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第6号、番号4について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第6号、番号4、農地の所在は大宇広馬場字上サ2625番5、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は14平米でございます。権利は使用貸借、貸付人は広馬場の方で、職業は造園業、借受人の方は前橋市の方で、職業は会社員、転用目的は庭用地、施設等につきましては庭とのことでございます。転用理由につきましては、借受人は現在、前橋市内で貸家で暮らしております。隣接地に住宅の建設を計画しており、申請地も庭用地として利用したく父に相談したところ、快諾が得られたので申請しますとのことでございます。また、貸付人は、借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 ただいまの説明は、事務局の方の説明のとおりなのですが、少し補足させていただきます。

この図面を見ていただくとおり、2623-1の土地のところなんですけれども、隣の方と農地をきちんと分けるために取り替えたということで、すごく枝番が細かくなってしまって、この現在の今日のこの申請の14平米というところだけが農地として残ってしまったために、家を建てるのでそこも農地から庭用の土地に申請したいということなので、こちらは許可相当と思われれます。

皆様の審議をお願いします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、番号5について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第6号、番号5について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は24ページからとなります。

議案第6号、番号5、農地の所在は大字広馬場字中ノ前1696番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は916平米でございます。権利は賃貸借、貸付人は広馬場の方で、職業は会社社長、借受人の方も広馬場の方で、職業は製造業、転用目的は作業所、物置及び露天駐車場用地、施設等につきましては、作業場、物置149.05平米、駐車場でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、申請地の隣で製造業を営んでおります。このたび、申請地に作業所及び物置を建築し、従業員の駐車場として利用したく申請しますとのことでございます。貸付人は、借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で、番号5の説明を終わります。

議長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員、6番、一倉君。

一倉委員 議案6号、5番につきまして、今、事務局長説明のとおりでございます。若干、補足をさせていただきます。

渋川安中線を箕郷方面に向かい、広馬場の信号の手前を右に、北西に上がったところでございます。すぐ近くには17区のコミセンがございます。現在、申請地の隣接で製造業を営んでおります。今回説明のとおり、作業所、駐車場、物置等を建てるわけですけれども、周辺の農地については影響ないと思われまので、私としては許可相当と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第7号

議長 次に、議案第7号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書15ページ、現地確認調書は28ページをご覧ください。

議案第7号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大宇広馬場字井戸尻2202番1、地目は登記簿が畑、現況が宅地でございます。面積は225平米、権利種別につきましては非農地証明、所有者は広馬場の方でございます。非農地の事由につきましては、平成7年10月31日から宅地として利用しており、その後、雑種地として使用しているので証明願いますとのことでございます。

備考ですが、証明の範囲、要件は、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。また、この土地につきましては農振除外済みでございます。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 農業委員、村上です。

ただいま番号1については、事務局長の説明のとおりでございますが、若干補足説明させていただきます。

現地確認調書28ページを見てもらいますと、場所としては黒髪神社の手前、登り口の手前を北西のほうに登っていただきましての場所にありまして、今現在、ソーラーパネルが乗っております。非農地になってから20年以上経過したということでございますので、隣接農地に影響はないと思います。私としては許可相当と思われましてので、ご審議のほうをよろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時20分)